

砺波市地域防災計画新旧対照表（一般災害編）

修正箇所・<頁>	旧	新	備考
第2章 第4節 通信体制の整備 <旧 P47>	第4 通信連絡体制の整備【企画政策課／総務課】 市は、全国瞬時警報システム（Jアラート）及び県総合防災情報システムを活用し、市民に対して防災に関する情報を迅速に伝達するために市全域を網羅するデジタル防災行政無線の整備・拡充に努めるとともに、災害時において市内のアマチュア無線局の協力が得られるよう協力体制の整備に努めるものとする。	第4 通信連絡体制の整備【企画政策課／DX推進課／総務課】 市は、全国瞬時警報システム（Jアラート）及び県総合防災情報システムを活用し、市民に対して防災に関する情報を迅速に伝達するために市全域を網羅するデジタル防災行政無線の整備・拡充に努めるとともに、災害時において市内のアマチュア無線局の協力が得られるよう協力体制の整備に努めるものとする。	令和7年4月 組織体制の見直し
第2章 第5節 被災者への的確な情報伝達活動 <旧 P64>	第5 被災者等への的確な情報伝達活動【企画政策課／総務課】 市は、被災者等への情報伝達手段として、特に防災行政無線等の整備を図り、IP通信網、ケーブルテレビ網等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努めるとともに、有線系や携帯電話も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるとともに、要配慮者、災害により孤立するおそれのある地域の被災者、帰宅困難者等、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。	第5 被災者等への的確な情報伝達活動【企画政策課／DX推進課／総務課】 市は、被災者等への情報伝達手段として、特に防災行政無線等の整備を図り、IP通信網、ケーブルテレビ網等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努めるとともに、有線系や携帯電話も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるとともに、要配慮者、災害により孤立するおそれのある地域の被災者、帰宅困難者等、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。	令和7年4月 組織体制の見直し
第2章 第8節 防災行動力の向上 <旧 P72>	第1 防災行動力の向上 1 市民に対する防災知識の普及【企画政策課／総務課／土木課／消防本部】 自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは市、公共機関等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。	第1 防災行動力の向上 1 市民に対する防災知識の普及【企画政策課／DX推進課／総務課／土木課／消防本部】 自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは市、公共機関等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。	令和7年4月 組織体制の見直し
第2章 第8節 報道機関の協力依頼 <旧 P75>	4 報道機関の協力依頼【企画政策課】 防災知識の普及高揚を図るため、報道機関に対して積極的に協力を依頼するとともに、必要な情報の提供に努めるものとする。	4 報道機関の協力依頼【企画政策課／DX推進課】 防災知識の普及高揚を図るため、報道機関に対して積極的に協力を依頼するとともに、必要な情報の提供に努めるものとする。	令和7年4月 組織体制の見直し

修正箇所・<頁>	旧	新	備考
<p>第2章 第8節 避難行動要支援者に対する対策 <旧 P79></p>	<p>2 避難行動要支援者に対する対策【企画政策課／社会福祉課／高齢介護課／健康センター】</p> <p>(1) 避難行動要支援者名簿の作成 避難行動要支援者の避難支援、安否確認及び生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下この節において「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この節において「名簿」という。）を作成する。</p> <p>ア 名簿に掲載する者の範囲 (ア) 高齢者（概ね75歳以上のみの世帯の者） (イ) 障がい者（概ね身体・精神障害者手帳1、2級または療育手帳Aの者） (ウ) 在宅の要介護者認定者（介護保険法による要介護3以上の認定者） (エ) 難病患者 (オ) その他、災害時において支援を必要としている者 原則として上記のうち、在宅で自力避難ができない者、時間を要する者で家族などの支援が望めない者及び援護力が不足している者などを対象とする。</p> <p>イ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法 名簿には、避難行動要支援者の氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号、避難支援等を必要とする事由、その他避難支援等の実施に必要な事項を掲載する。 名簿を作成するにあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、福祉市民部で把握している障がい者や要介護者等の情報を集約する。</p> <p>ウ 名簿の更新 避難行動要支援者の状況は常に変化し得ることから、名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ取り決め、名簿情報を最新の状態に保つとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。</p>	<p>2 避難行動要支援者に対する対策【企画政策課／DX推進課／社会福祉課／高齢介護課／健康センター】</p> <p>(1) 避難行動要支援者名簿の作成 避難行動要支援者の避難支援、安否確認及び生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下この節において「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この節において「名簿」という。）を作成する。</p> <p>ア 名簿に掲載する者の範囲 (ア) 高齢者（概ね75歳以上のみの世帯の者） (イ) 障がい者（概ね身体・精神障害者手帳1、2級または療育手帳Aの者） (ウ) 在宅の要介護者認定者（介護保険法による要介護3以上の認定者） (エ) 難病患者 (オ) その他、災害時において支援を必要としている者 原則として上記のうち、在宅で自力避難ができない者、時間を要する者で家族などの支援が望めない者及び援護力が不足している者などを対象とする。</p> <p>イ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法 名簿には、避難行動要支援者の氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号、避難支援等を必要とする事由、その他避難支援等の実施に必要な事項を掲載する。 名簿を作成するにあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、福祉市民部で把握している障がい者や要介護者等の情報を集約する。</p> <p>ウ 名簿の更新 避難行動要支援者の状況は常に変化し得ることから、名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ取り決め、名簿情報を最新の状態に保つとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。</p>	<p>令和7年4月 組織体制の見直し</p>

砺波市地域防災計画新旧対照表（一般災害編）

修正箇所・<頁>	旧	新	備考
<p>第3章 第1節 災害発生直前の対策 <旧 P89></p>	<p>第1節 災害発生直前の対策 【企画政策課／総務課／農地林務課／土木課／消防本部／各課】</p> <p>風水害については、気象・水象情報の分析により災害発生の危険性のある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等災害発生直前の対策が極めて重要である。</p>	<p>第1節 災害発生直前の対策 【企画政策課／DX推進課／総務課／農地林務課／土木課／消防本部／各課】</p> <p>風水害については、気象・水象情報の分析により災害発生の危険性のある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等災害発生直前の対策が極めて重要である。</p>	<p>令和7年4月 組織体制の見直し</p>
<p>第3章 第1節 予警報の受信、伝達及び非常配備 <旧 P90.91></p>	<p>3 予警報の受信、伝達及び非常配備【企画政策課／総務課／土木課／消防本部】</p> <p>(1) 気象等に関する予警報の伝達系統 ア 市職員への伝達 （ア）勤務時間外の受信、伝達 災害対策本部設置前には、当直者が受信し、総務課防災・危機管理班へ連絡する。防災・危機管理班長は、企画総務部長、総務課長及び総務課員に連絡し、総務課員が各課担当課員に連絡する。企画総務部長は、市長、副市長に連絡するとともに、必要な指示を総務課長に伝達する。 （イ）勤務時間内の受信、伝達 国、県等の各機関からの各種予警報、情報は総務課防災・危機管理班が受け、本庁舎内は庁内放送、出先機関は電話及び庁内情報共有システム等により全職員に周知する。なお、災害対策本部設置後は、企画政策情報班が情報の受信伝達を行うものとする。</p>	<p>3 予警報の受信、伝達及び非常配備【企画政策課／DX推進課／総務課／土木課／消防本部】</p> <p>(1) 気象等に関する予警報の伝達系統 ア 市職員への伝達 （ア）勤務時間外の受信、伝達 災害対策本部設置前には、当直者が受信し、総務課防災・危機管理室へ連絡する。防災・危機管理室長は、企画総務部長、総務課長及び総務課員に連絡し、総務課員が各課担当課員に連絡する。企画総務部長は、市長、副市長に連絡するとともに、必要な指示を総務課長に伝達する。 （イ）勤務時間内の受信、伝達 国、県等の各機関からの各種予警報、情報は総務課防災・危機管理室が受け、本庁舎内は庁内放送、出先機関は電話及び庁内情報共有システム等により全職員に周知する。なお、災害対策本部設置後は、企画政策情報班が情報の受信伝達を行うものとする。</p>	<p>令和7年4月 組織体制の見直し</p>
<p>第3章 第2節 高齢者等避難、避難指示 <旧 P100></p>	<p>第2節 高齢者等避難、避難指示 【企画政策課／総務課／土木課／消防本部】</p> <p>風水害、土砂災害から市民の生命の安全を確保するため、迅速かつ的確な避難指示等を発令するための基準等を定める。実際に避難指示が行われたとき、あるいは自主避難が行われたときは、関係機関は相互に連絡を行うものとする。避難指示は、災害の発生の可能性が少しでもある場合には、空振りをおそれず、早めの発令を行うことを原則とする。</p>	<p>第2節 高齢者等避難、避難指示 【企画政策課／DX推進課／総務課／土木課／消防本部】</p> <p>風水害、土砂災害から市民の生命の安全を確保するため、迅速かつ的確な避難指示等を発令するための基準等を定める。実際に避難指示が行われたとき、あるいは自主避難が行われたときは、関係機関は相互に連絡を行うものとする。避難指示は、災害の発生の可能性が少しでもある場合には、空振りをおそれず、早めの発令を行うことを原則とする。</p>	<p>令和7年4月 組織体制の見直し</p>

砺波市地域防災計画新旧対照表（一般災害編）

修正箇所・<頁>	旧			新			備考
<p>第3章 第3節 市職員配備計画 <旧 P114></p>	<p>種別</p> <p>第1非常配備 〔準備体制〕</p>	<p>配備基準</p> <p>① 大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪警報、竜巻注意情報のいずれかが発表され危険な状態が予想されるとき ② その他市長が必要と認めるとき</p>	<p>職員配備体制</p> <p>総務課長 総務課職員 企画政策課職員 } 最低4名体制 土木課水防体制等（土木課、都市整備課、農地林務課、上下水道課）5名体制 教育総務課 最低1名体制 ※ 必要に応じ関係各部局等へ連絡 特に関係のある部課等の少人数で情報収集及び連絡活動等が円滑に行うことができる体制をとる。状況によって速やかに第2非常配備に移行できる体制とする。</p>	<p>種別</p> <p>第1非常配備 〔準備体制〕</p>	<p>配備基準</p> <p>① 大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪警報、竜巻注意情報のいずれかが発表され危険な状態が予想されるとき ② その他市長が必要と認めるとき</p>	<p>職員配備体制</p> <p>総務課長 総務課職員 企画政策課職員 DX推進課職員 } 最低4名体制 土木課水防体制等（土木課、都市整備課、農地林務課、上下水道課）5名体制 教育総務課 最低1名体制 ※ 必要に応じ関係各部局等へ連絡 特に関係のある部課等の少人数で情報収集及び連絡活動等が円滑に行うことができる体制をとる。状況によって速やかに第2非常配備に移行できる体制とする。</p>	<p>令和7年4月 組織体制の見直し</p>
<p>第3章 第3節 勤務時間外における非常配備 <旧 P115></p>	<p>4 勤務時間外における非常配備 (1) 配備指令の伝達 国、県等の各機関からの各種予警報及び情報は、県防災行政無線等より総務課防災・危機管理班が受信し、防災・危機管理班長は、企画総務部長、総務課長及び総務課員に連絡する。</p>			<p>4 勤務時間外における非常配備 (1) 配備指令の伝達 国、県等の各機関からの各種予警報及び情報は、県防災行政無線等より総務課防災・危機管理室が受信し、防災・危機管理室長は、企画総務部長、総務課長及び総務課員に連絡する。</p>			<p>令和7年4月 組織体制の見直し</p>

砺波市地域防災計画新旧対照表（一般災害編）

修正箇所・<頁>	旧	新	備考																																										
第3章 第3節 災害対策本部 各部の編成分 掌事務 <旧 P128.129.130 .131>	災害対策本部各部の編成分掌事務 <table border="1" data-bbox="329 218 1475 1795"> <thead> <tr> <th>部名 部長 担当職</th> <th>班名 ◎班長担当職 所属班員</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">各部・各班共通事項</td> <td> 1 庁舎内、施設の安全確保及び公印、公用車の管理に関する事 2 災害関係情報の収集・報告に関する事 3 職員の安否確認及び各部、各班(課)の調整連絡に関する事 </td> </tr> <tr> <td>企画総務部 企画総務部 長</td> <td>企画政策情報班 ◎企画政策課長 企画政策課職員</td> <td> 1 災害対策本部の広報宣伝に関する事 2 災害写真記録の収集、取りまとめに関する事 3 国、県その他の関係機関に対する要望事項の取りまとめに関する事 4 外国人の被災者支援に関する事 5 公共交通に関する事 6 災害情報の収集・伝達に関する事 7 市民への注意の呼びかけや情報提供、公聴に関する事 8 報道機関との連絡及び相互協定に関する事 9 本部長・副本部長の秘書に関する事 10 災害通信網の応急復旧に関する事 </td> </tr> <tr> <td></td> <td>総務班 ◎総務課長 総務課職員 議会事務局職員 監査事務局職員</td> <td> 1 災害対策本部の設置及び解除に関する事 2 災害対策本部の運営に関する事 3 国、県等各関係機関との調整に関する事 4 災害救助活動の総括に関する事 5 災害救助法の適用及びこれに基づく対策の各部との連携に関する事 6 災害対策の基本方針に関する事 7 気象通報の収集・伝達及び予警報等の伝達に関する事 8 非常配備指揮命令の伝達に関する事 9 職員の安否確認及び動員計画に関する事 10 各部、各班への災害対策業務の指示に関する事 11 市議会との連絡調整に関する事 12 自衛隊の出動要請に関する事 13 県及び他市町村への応援要請及び連絡に関する事 14 災害時応援協定締結機関・団体等への協力要請に関する事 15 避難指示等の発令及び周知に関する事 16 自主防災組織に対する情報提供に関する事 17 緊急輸送の確保に関する事 18 その他各部に属しない事 </td> </tr> <tr> <td></td> <td>財政班 ◎財政課長 財政課職員</td> <td> 1 災害対策に関する予算措置等に関する事 2 応急措置物品の調達に関する事 3 市有財産の保全及び被害対策に関する事 4 市庁舎の災害対策及び安全確保に関する事 5 応急復旧資金に関する事 </td> </tr> <tr> <td></td> <td>税務班 ◎税務課長 税務課職員</td> <td> 1 災害に伴う市税の減免に関する事 2 被災者の救出、救助に関する事 3 各部、各班の応援に関する事 4 罹災証明の受付・発行に関する事 5 住家の被害認定調査に関する事 </td> </tr> <tr> <td></td> <td>会計班 ◎会計課長 会計課職員</td> <td> 1 災害時の緊急支払に関する事 2 災害時の資金調達に関する事 3 義援金品等の保管出納に関する事 </td> </tr> </tbody> </table>	部名 部長 担当職	班名 ◎班長担当職 所属班員	分掌事務	各部・各班共通事項		1 庁舎内、施設の安全確保及び公印、公用車の管理に関する事 2 災害関係情報の収集・報告に関する事 3 職員の安否確認及び各部、各班(課)の調整連絡に関する事	企画総務部 企画総務部 長	企画政策情報班 ◎企画政策課長 企画政策課職員	1 災害対策本部の広報宣伝に関する事 2 災害写真記録の収集、取りまとめに関する事 3 国、県その他の関係機関に対する要望事項の取りまとめに関する事 4 外国人の被災者支援に関する事 5 公共交通に関する事 6 災害情報の収集・伝達に関する事 7 市民への注意の呼びかけや情報提供、公聴に関する事 8 報道機関との連絡及び相互協定に関する事 9 本部長・副本部長の秘書に関する事 10 災害通信網の応急復旧に関する事		総務班 ◎総務課長 総務課職員 議会事務局職員 監査事務局職員	1 災害対策本部の設置及び解除に関する事 2 災害対策本部の運営に関する事 3 国、県等各関係機関との調整に関する事 4 災害救助活動の総括に関する事 5 災害救助法の適用及びこれに基づく対策の各部との連携に関する事 6 災害対策の基本方針に関する事 7 気象通報の収集・伝達及び予警報等の伝達に関する事 8 非常配備指揮命令の伝達に関する事 9 職員の安否確認及び動員計画に関する事 10 各部、各班への災害対策業務の指示に関する事 11 市議会との連絡調整に関する事 12 自衛隊の出動要請に関する事 13 県及び他市町村への応援要請及び連絡に関する事 14 災害時応援協定締結機関・団体等への協力要請に関する事 15 避難指示等の発令及び周知に関する事 16 自主防災組織に対する情報提供に関する事 17 緊急輸送の確保に関する事 18 その他各部に属しない事		財政班 ◎財政課長 財政課職員	1 災害対策に関する予算措置等に関する事 2 応急措置物品の調達に関する事 3 市有財産の保全及び被害対策に関する事 4 市庁舎の災害対策及び安全確保に関する事 5 応急復旧資金に関する事		税務班 ◎税務課長 税務課職員	1 災害に伴う市税の減免に関する事 2 被災者の救出、救助に関する事 3 各部、各班の応援に関する事 4 罹災証明の受付・発行に関する事 5 住家の被害認定調査に関する事		会計班 ◎会計課長 会計課職員	1 災害時の緊急支払に関する事 2 災害時の資金調達に関する事 3 義援金品等の保管出納に関する事	災害対策本部各部の編成分掌事務 <table border="1" data-bbox="1516 218 2662 1795"> <thead> <tr> <th>部名 部長 担当職</th> <th>班名 ◎班長担当職 所属班員</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">各部・各班共通事項</td> <td> 1 庁舎内、施設の安全確保及び公印、公用車の管理に関する事 2 災害関係情報の収集・報告に関する事 3 職員の安否確認及び各部、各班(課)の調整連絡に関する事 </td> </tr> <tr> <td>企画総務部 企画総務部 長</td> <td>企画政策情報班 ◎企画政策課長 DX推進課長 企画政策課職員 DX推進課職員</td> <td> 1 災害対策本部の広報宣伝に関する事 2 災害写真記録の収集、取りまとめに関する事 3 国、県その他の関係機関に対する要望事項の取りまとめに関する事 4 外国人の被災者支援に関する事 5 公共交通に関する事 6 災害情報の収集・伝達に関する事 7 市民への注意の呼びかけや情報提供、公聴に関する事 8 報道機関との連絡及び相互協定に関する事 9 本部長・副本部長の秘書に関する事 10 災害通信網の応急復旧に関する事 </td> </tr> <tr> <td></td> <td>総務班 ◎総務課長 総務課職員 議会事務局職員 監査事務局職員</td> <td> 1 災害対策本部の設置及び解除に関する事 2 災害対策本部の運営に関する事 3 国、県等各関係機関との調整に関する事 4 災害救助活動の総括に関する事 5 災害救助法の適用及びこれに基づく対策の各部との連携に関する事 6 災害対策の基本方針に関する事 7 気象通報の収集・伝達及び予警報等の伝達に関する事 8 非常配備指揮命令の伝達に関する事 9 職員の安否確認及び動員計画に関する事 10 各部、各班への災害対策業務の指示に関する事 11 市議会との連絡調整に関する事 12 自衛隊の出動要請に関する事 13 県及び他市町村への応援要請及び連絡に関する事 14 災害時応援協定締結機関・団体等への協力要請に関する事 15 避難指示等の発令及び周知に関する事 16 自主防災組織に対する情報提供に関する事 17 緊急輸送の確保に関する事 18 その他各部に属しない事 </td> </tr> <tr> <td></td> <td>財政班 ◎財政課長 財政課職員</td> <td> 1 災害対策に関する予算措置等に関する事 2 応急措置物品の調達に関する事 3 市有財産の保全及び被害対策に関する事 4 市庁舎の災害対策及び安全確保に関する事 5 応急復旧資金に関する事 </td> </tr> <tr> <td></td> <td>税務班 ◎税務課長 税務課職員</td> <td> 1 災害に伴う市税の減免に関する事 2 被災者の救出、救助に関する事 3 各部、各班の応援に関する事 4 罹災証明の受付・発行に関する事 5 住家の被害認定調査に関する事 </td> </tr> <tr> <td></td> <td>会計班 ◎会計課長 会計課職員</td> <td> 1 災害時の緊急支払に関する事 2 災害時の資金調達に関する事 3 義援金品等の保管出納に関する事 </td> </tr> </tbody> </table>	部名 部長 担当職	班名 ◎班長担当職 所属班員	分掌事務	各部・各班共通事項		1 庁舎内、施設の安全確保及び公印、公用車の管理に関する事 2 災害関係情報の収集・報告に関する事 3 職員の安否確認及び各部、各班(課)の調整連絡に関する事	企画総務部 企画総務部 長	企画政策情報班 ◎企画政策課長 DX推進課長 企画政策課職員 DX推進課職員	1 災害対策本部の広報宣伝に関する事 2 災害写真記録の収集、取りまとめに関する事 3 国、県その他の関係機関に対する要望事項の取りまとめに関する事 4 外国人の被災者支援に関する事 5 公共交通に関する事 6 災害情報の収集・伝達に関する事 7 市民への注意の呼びかけや情報提供、公聴に関する事 8 報道機関との連絡及び相互協定に関する事 9 本部長・副本部長の秘書に関する事 10 災害通信網の応急復旧に関する事		総務班 ◎総務課長 総務課職員 議会事務局職員 監査事務局職員	1 災害対策本部の設置及び解除に関する事 2 災害対策本部の運営に関する事 3 国、県等各関係機関との調整に関する事 4 災害救助活動の総括に関する事 5 災害救助法の適用及びこれに基づく対策の各部との連携に関する事 6 災害対策の基本方針に関する事 7 気象通報の収集・伝達及び予警報等の伝達に関する事 8 非常配備指揮命令の伝達に関する事 9 職員の安否確認及び動員計画に関する事 10 各部、各班への災害対策業務の指示に関する事 11 市議会との連絡調整に関する事 12 自衛隊の出動要請に関する事 13 県及び他市町村への応援要請及び連絡に関する事 14 災害時応援協定締結機関・団体等への協力要請に関する事 15 避難指示等の発令及び周知に関する事 16 自主防災組織に対する情報提供に関する事 17 緊急輸送の確保に関する事 18 その他各部に属しない事		財政班 ◎財政課長 財政課職員	1 災害対策に関する予算措置等に関する事 2 応急措置物品の調達に関する事 3 市有財産の保全及び被害対策に関する事 4 市庁舎の災害対策及び安全確保に関する事 5 応急復旧資金に関する事		税務班 ◎税務課長 税務課職員	1 災害に伴う市税の減免に関する事 2 被災者の救出、救助に関する事 3 各部、各班の応援に関する事 4 罹災証明の受付・発行に関する事 5 住家の被害認定調査に関する事		会計班 ◎会計課長 会計課職員	1 災害時の緊急支払に関する事 2 災害時の資金調達に関する事 3 義援金品等の保管出納に関する事	令和7年4月 組織体制の見直し
	部名 部長 担当職	班名 ◎班長担当職 所属班員	分掌事務																																										
各部・各班共通事項		1 庁舎内、施設の安全確保及び公印、公用車の管理に関する事 2 災害関係情報の収集・報告に関する事 3 職員の安否確認及び各部、各班(課)の調整連絡に関する事																																											
企画総務部 企画総務部 長	企画政策情報班 ◎企画政策課長 企画政策課職員	1 災害対策本部の広報宣伝に関する事 2 災害写真記録の収集、取りまとめに関する事 3 国、県その他の関係機関に対する要望事項の取りまとめに関する事 4 外国人の被災者支援に関する事 5 公共交通に関する事 6 災害情報の収集・伝達に関する事 7 市民への注意の呼びかけや情報提供、公聴に関する事 8 報道機関との連絡及び相互協定に関する事 9 本部長・副本部長の秘書に関する事 10 災害通信網の応急復旧に関する事																																											
	総務班 ◎総務課長 総務課職員 議会事務局職員 監査事務局職員	1 災害対策本部の設置及び解除に関する事 2 災害対策本部の運営に関する事 3 国、県等各関係機関との調整に関する事 4 災害救助活動の総括に関する事 5 災害救助法の適用及びこれに基づく対策の各部との連携に関する事 6 災害対策の基本方針に関する事 7 気象通報の収集・伝達及び予警報等の伝達に関する事 8 非常配備指揮命令の伝達に関する事 9 職員の安否確認及び動員計画に関する事 10 各部、各班への災害対策業務の指示に関する事 11 市議会との連絡調整に関する事 12 自衛隊の出動要請に関する事 13 県及び他市町村への応援要請及び連絡に関する事 14 災害時応援協定締結機関・団体等への協力要請に関する事 15 避難指示等の発令及び周知に関する事 16 自主防災組織に対する情報提供に関する事 17 緊急輸送の確保に関する事 18 その他各部に属しない事																																											
	財政班 ◎財政課長 財政課職員	1 災害対策に関する予算措置等に関する事 2 応急措置物品の調達に関する事 3 市有財産の保全及び被害対策に関する事 4 市庁舎の災害対策及び安全確保に関する事 5 応急復旧資金に関する事																																											
	税務班 ◎税務課長 税務課職員	1 災害に伴う市税の減免に関する事 2 被災者の救出、救助に関する事 3 各部、各班の応援に関する事 4 罹災証明の受付・発行に関する事 5 住家の被害認定調査に関する事																																											
	会計班 ◎会計課長 会計課職員	1 災害時の緊急支払に関する事 2 災害時の資金調達に関する事 3 義援金品等の保管出納に関する事																																											
部名 部長 担当職	班名 ◎班長担当職 所属班員	分掌事務																																											
各部・各班共通事項		1 庁舎内、施設の安全確保及び公印、公用車の管理に関する事 2 災害関係情報の収集・報告に関する事 3 職員の安否確認及び各部、各班(課)の調整連絡に関する事																																											
企画総務部 企画総務部 長	企画政策情報班 ◎企画政策課長 DX推進課長 企画政策課職員 DX推進課職員	1 災害対策本部の広報宣伝に関する事 2 災害写真記録の収集、取りまとめに関する事 3 国、県その他の関係機関に対する要望事項の取りまとめに関する事 4 外国人の被災者支援に関する事 5 公共交通に関する事 6 災害情報の収集・伝達に関する事 7 市民への注意の呼びかけや情報提供、公聴に関する事 8 報道機関との連絡及び相互協定に関する事 9 本部長・副本部長の秘書に関する事 10 災害通信網の応急復旧に関する事																																											
	総務班 ◎総務課長 総務課職員 議会事務局職員 監査事務局職員	1 災害対策本部の設置及び解除に関する事 2 災害対策本部の運営に関する事 3 国、県等各関係機関との調整に関する事 4 災害救助活動の総括に関する事 5 災害救助法の適用及びこれに基づく対策の各部との連携に関する事 6 災害対策の基本方針に関する事 7 気象通報の収集・伝達及び予警報等の伝達に関する事 8 非常配備指揮命令の伝達に関する事 9 職員の安否確認及び動員計画に関する事 10 各部、各班への災害対策業務の指示に関する事 11 市議会との連絡調整に関する事 12 自衛隊の出動要請に関する事 13 県及び他市町村への応援要請及び連絡に関する事 14 災害時応援協定締結機関・団体等への協力要請に関する事 15 避難指示等の発令及び周知に関する事 16 自主防災組織に対する情報提供に関する事 17 緊急輸送の確保に関する事 18 その他各部に属しない事																																											
	財政班 ◎財政課長 財政課職員	1 災害対策に関する予算措置等に関する事 2 応急措置物品の調達に関する事 3 市有財産の保全及び被害対策に関する事 4 市庁舎の災害対策及び安全確保に関する事 5 応急復旧資金に関する事																																											
	税務班 ◎税務課長 税務課職員	1 災害に伴う市税の減免に関する事 2 被災者の救出、救助に関する事 3 各部、各班の応援に関する事 4 罹災証明の受付・発行に関する事 5 住家の被害認定調査に関する事																																											
	会計班 ◎会計課長 会計課職員	1 災害時の緊急支払に関する事 2 災害時の資金調達に関する事 3 義援金品等の保管出納に関する事																																											

砺波市地域防災計画新旧対照表（一般災害編）

修正箇所・<頁>	旧		新		備考
	<p>応急物資支援班 ◎税務課長 財政課長 税務課職員 財政課職員</p>	<p>1 災害時の支援物資の受け入れの調整に関する こと 2 支援物資の要望情報の発信に関する こと 3 支援物資の運送・保管に関する こと 4 支援物資の支給・配布に関する こと 5 残支援物資の処分に関する こと</p>	<p>応急物資支援班 ◎税務課長 財政課長 税務課職員 財政課職員</p>	<p>1 災害時の支援物資の受け入れの調整に関する こと 2 支援物資の要望情報の発信に関する こと 3 支援物資の運送・保管に関する こと 4 支援物資の支給・配布に関する こと 5 残支援物資の処分に関する こと</p>	
	<p>庄川支所班 ◎市民福祉課長 市民福祉課職員</p>	<p>1 支所庁舎の災害対策に関する こと 2 災害対策本部との連絡調整に関する こと 3 支所庁舎に保管してある備蓄品の出し入れに 関 すること</p>	<p>庄川支所班 ◎市民福祉課長 市民福祉課職員</p>	<p>1 支所庁舎の災害対策に関する こと 2 災害対策本部との連絡調整に関する こと 3 支所庁舎に保管してある備蓄品の出し入れに 関 すること</p>	
<p>福祉市民部 福祉市民部 長</p>	<p>災害救助・ボラン ティア支援班 ◎社会福祉課長 高齢介護課長 社会福祉課職員 高齢介護課職員 地域包括支援セ ンター職員</p>	<p>1 被災者の避難誘導及び救護、救助並びに保護に 関 すること 2 被災者の見舞金品等の給付に関する こと 3 救助用物資その他生活必需品の調達及び配分の 総 合調整に関する こと 4 被災者の生活確保に関する こと 5 社会福祉施設の災害対策に関する こと 6 災害弔慰金等の支給等に関する こと 7 義援金等の受付、配分に関する こと 8 要配慮者に関する こと 9 ボランティア支援の受け入れ調整に関する こと 10 ボランティアのマッチング及び派遣に関する こ と</p>	<p>福祉市民部 福祉市民部 長</p> <p>災害救助・ボラン ティア支援班 ◎社会福祉課長 高齢介護課長 社会福祉課職員 高齢介護課職員 地域包括支援セ ンター職員</p>	<p>1 被災者の避難誘導及び救護、救助並びに保護に 関 すること 2 被災者の見舞金品等の給付に関する こと 3 救助用物資その他生活必需品の調達及び配分の 総 合調整に関する こと 4 被災者の生活確保に関する こと 5 社会福祉施設の災害対策に関する こと 6 災害弔慰金等の支給等に関する こと 7 義援金等の受付、配分に関する こと 8 要配慮者に関する こと 9 ボランティア支援の受け入れ調整に関する こと 10 ボランティアのマッチング及び派遣に関する こ と</p>	
	<p>保健班 ◎健康センター所 長 健康センター職 員</p>	<p>1 防疫対策の確立及び動員計画に関する こと 2 災害対策用衛生材料の調達に関する こと 3 防疫班の編成に関する こと 4 災害時における医療機関との連絡調整に関する こ と 5 災害救助班の応援に関する こと 6 被災者の健康相談、心の相談に関する こ と</p>	<p>保健班 ◎健康センター所 長 健康センター職 員</p>	<p>1 防疫対策の確立及び動員計画に関する こと 2 災害対策用衛生材料の調達に関する こと 3 防疫班の編成に関する こと 4 災害時における医療機関との連絡調整に関する こ と 5 災害救助班の応援に関する こと 6 被災者の健康相談、心の相談に関する こ と</p>	
	<p>市民班 ◎市民課長 市民課職員</p>	<p>1 被災者の確認及び安否情報の収集に関する こ と 2 災害時の遺体の捜索に関する こ と 3 被害者に対する国民健康保険の給付に関する こ と 4 住基事務に関する こ と</p>	<p>市民班 ◎市民課長 市民課職員</p>	<p>1 被災者の確認及び安否情報の収集に関する こ と 2 災害時の遺体の捜索に関する こ と 3 被害者に対する国民健康保険の給付に関する こ と 4 住基事務に関する こ と</p>	
	<p>市民生活班 ◎市民生活課長 市民課長 市民生活課職員 市民課職員</p>	<p>1 ごみ等の処理に関する こ と 2 仮設トイレの確保等に関する こ と 3 し尿の収集等に関する こ と 4 防犯に関する こ と 5 遺体の収容等に関する こ と 6 埋葬・火葬に関する こ と 7 飼育動物（ペット）の救護と飼養に関する こ と</p>	<p>市民生活班 ◎市民生活課長 市民課長 市民生活課職員 市民課職員</p>	<p>1 ごみ等の処理に関する こ と 2 仮設トイレの確保等に関する こ と 3 し尿の収集等に関する こ と 4 防犯に関する こ と 5 遺体の収容等に関する こ と 6 埋葬・火葬に関する こ と 7 飼育動物（ペット）の救護と飼養に関する こ と</p>	
<p>商工農林部 商工農林部 長</p>	<p>商工班 ◎商工観光課長 商工観光課職員</p>	<p>1 商工業関係の災害対策に関する こ と 2 観光・宿泊施設の災害対策に関する こ と 3 被災中小企業の復旧・復興に関する こ と 4 観光客等の帰宅困難者に関する こ と</p>	<p>商工農林部 商工農林部 長</p> <p>商工班 ◎商工観光課長 商工観光課職員</p>	<p>1 商工業関係の災害対策に関する こ と 2 観光・宿泊施設の災害対策に関する こ と 3 被災中小企業の復旧・復興に関する こ と 4 観光客等の帰宅困難者に関する こ と</p>	
	<p>農林班 ◎農業振興課長 農地林務課長 農業振興課職員 農地林務課職員 農業委員会職員</p>	<p>1 農業生産物の被害調査及び対策に関する こ と 2 農地、農業施設、農業生産物、山林、林道等の被 害 調査に関する こ と 3 米等の食料の調達に関する こ と 4 種苗及び生産資材の緊急あっせんに関する こ と 5 家畜の伝染病予防及び病虫害の防除に関する こ と 6 家畜飼料の需給に関する こ と 7 農業水利施設の応急復旧に関する こ と 8 農地、農業施設、農業生産物、山林、林道等の 応 急復旧に関する こ と 9 農地、農業施設、農業生産物、山林、林道等の 災 害復旧に関する こ と</p>	<p>農林班 ◎農業振興課長 農地林務課長 農業振興課職員 農地林務課職員 農業委員会職員</p>	<p>1 農業生産物の被害調査及び対策に関する こ と 2 農地、農業施設、農業生産物、山林、林道等の被 害 調査に関する こ と 3 米等の食料の調達に関する こ と 4 種苗及び生産資材の緊急あっせんに関する こ と 5 家畜の伝染病予防及び病虫害の防除に関する こ と 6 家畜飼料の需給に関する こ と 7 農業水利施設の応急復旧に関する こ と 8 農地、農業施設、農業生産物、山林、林道等の 応 急復旧に関する こ と 9 農地、農業施設、農業生産物、山林、林道等の 災 害復旧に関する こ と</p>	

砺波市地域防災計画新旧対照表（一般災害編）

修正箇所・<頁>	旧		新		備考		
	建設水道部 建設水道部 長	土木班 ◎土木課長 土木課職員	1 施設等の被害状況調査に関する事 2 施設等の応急復旧に関する事 3 建設機械の現況の把握及びその緊急使用に関する事 4 災害応急対策資材の調達に関する事 5 民間技術者の現況の把握及び従事依頼に関する事 6 道路橋梁の緊急対策及び応急修理に関する事 7 地滑り及び砂防対策に関する事 8 応急危険度判定に関する事 9 水防情報の収集及び水害対策に関する事 10 民有作業用自動車の借上げ計画に関する事 11 道路交通の確保に関する事 12 道路の除雪に関する事	建設水道部 建設水道部 長	土木班 ◎土木課長 土木課職員	1 施設等の被害状況調査に関する事 2 施設等の応急復旧に関する事 3 建設機械の現況の把握及びその緊急使用に関する事 4 災害応急対策資材の調達に関する事 5 民間技術者の現況の把握及び従事依頼に関する事 6 道路橋梁の緊急対策及び応急修理に関する事 7 地滑り及び砂防対策に関する事 8 応急危険度判定に関する事 9 水防情報の収集及び水害対策に関する事 10 民有作業用自動車の借上げ計画に関する事 11 道路交通の確保に関する事 12 道路の除雪に関する事	
		住宅公園班 ◎都市整備課長 都市整備課職員	1 公営住宅の災害対策に関する事 2 被災建築物応急危険度判定に関する事 3 住宅の応急修理に関する事 4 仮設住宅の供与に関する事 5 住宅に関する特別融資に関する事 6 避難所の点検及び避難場所の設置に関する事	住宅公園班 ◎都市整備課長 都市整備課職員	1 公営住宅の災害対策に関する事 2 被災建築物応急危険度判定に関する事 3 住宅の応急修理に関する事 4 仮設住宅の供与に関する事 5 住宅に関する特別融資に関する事 6 避難所の点検及び避難場所の設置に関する事		
		上下水道班 ◎上下水道課長 上下水道課職員	1 水道施設の災害対策に関する事 2 水道の災害調査及び復旧に関する事 3 水道災害復旧用資材の調達に関する事 4 飲料水の供給に関する事 5 水道民間技術者の現況把握及び従事依頼に関する事 6 下水道施設の災害対策に関する事 7 都市下水路及び流域下水道の確保に関する事 8 下水道の応急対策に関する事 9 下水道民間技術者の現況把握及び従事依頼に関する事	上下水道班 ◎上下水道課長 上下水道課職員	1 水道施設の災害対策に関する事 2 水道の災害調査及び復旧に関する事 3 水道災害復旧用資材の調達に関する事 4 飲料水の供給に関する事 5 水道民間技術者の現況把握及び従事依頼に関する事 6 下水道施設の災害対策に関する事 7 都市下水路及び流域下水道の確保に関する事 8 下水道の応急対策に関する事 9 下水道民間技術者の現況把握及び従事依頼に関する事		
	文教部 教育長 (教育委員会事務局長)	学務班 ◎教育総務課長 こども課長 教育総務課職員 こども課職員及び関係出先機関職員	1 教育関係施設の災害対策に関する事 2 教育施設の緊急使用に関する事 3 園児、児童、生徒の避難命令に関する事 4 園児、児童、生徒の避難所の設置、誘導及び安否確認に関する事 5 教職員動員計画に関する事 6 被災園児、児童、生徒の学校給食及び健康管理に関する事 7 被災教職員の措置に関する事 8 被災児童、生徒の育英奨学に関する事 9 園児、児童、生徒の学用品の給与及び授業に関する事	文教部 教育長 (教育委員会事務局長)	学務班 ◎教育総務課長 こども課長 教育総務課職員 こども課職員及び関係出先機関職員	1 教育関係施設の災害対策に関する事 2 教育施設の緊急使用に関する事 3 園児、児童、生徒の避難命令に関する事 4 園児、児童、生徒の避難所の設置、誘導及び安否確認に関する事 5 教職員動員計画に関する事 6 被災園児、児童、生徒の学校給食及び健康管理に関する事 7 被災教職員の措置に関する事 8 被災児童、生徒の育英奨学に関する事 9 園児、児童、生徒の学用品の給与及び授業に関する事	
		社会教育班 ◎生涯学習・スポーツ課長 生涯学習・スポーツ課職員	1 社会教育施設の災害対策に関する事 2 文化財の災害対策に関する事 3 避難所の指定に関する事 4 各部、各班の応援に関する事	社会教育班 ◎生涯学習・スポーツ課長 生涯学習・スポーツ課職員	1 社会教育施設の災害対策に関する事 2 文化財の災害対策に関する事 3 避難所の指定に関する事 4 各部、各班の応援に関する事		
	医療部 総合病院事務局長	医療班 ◎総合病院総務課長 総合病院職員	1 病院災害対策本部の設置及び運営に関する事 2 災害対策本部との連絡調整に関する事 3 傷病者の受入れ及び搬送に関する事 4 災害対策用医薬品の調達に関する事 5 近隣医療機関との連携に関する事 6 D M A T等の関連機関との連携に関する事	医療部 総合病院事務局長	医療班 ◎総合病院総務課長 総合病院職員	1 病院災害対策本部の設置及び運営に関する事 2 災害対策本部との連絡調整に関する事 3 傷病者の受入れ及び搬送に関する事 4 災害対策用医薬品の調達に関する事 5 近隣医療機関との連携に関する事 6 D M A T等の関連機関との連携に関する事	
	消防部 砺波地域消防組合消防長	消防総務班 ◎消防本部総務課長 消防本部総務課職員	1 災害対策本部との連絡調整に関する事 2 消防資機材、物資の調達に関する事 3 消防部内の連絡調整に関する事 4 報道機関等への災害情報の提供に関する事	消防部 砺波地域消防組合消防長	消防総務班 ◎消防本部総務課長 消防本部総務課職員	1 災害対策本部との連絡調整に関する事 2 消防資機材、物資の調達に関する事 3 消防部内の連絡調整に関する事 4 報道機関等への災害情報の提供に関する事	

砺波市地域防災計画新旧対照表（一般災害編）

修正箇所・<頁>		旧		新		備考	
		<p>予防班 ◎消防本部予防課長 消防本部予防課職員</p> <p>警防班・通信班 ◎消防本部警防課長 消防本部警防課職員</p> <p>消防署班 ◎砺波消防署長 砺波消防署員</p> <p>消防団班 ◎砺波市消防団長 砺波市消防団員</p>	<p>1 出火防止等災害広報の実施に関する事 2 災害状況の調査、記録、資料作成に関する事 3 危険物等の処理に関する事</p> <p>1 指揮本部の設置、運営に関する事 2 災害活動方針の策定に関する事 3 消防救急救助方針の策定に関する事 4 消防応援要請等に関する事 5 気象警報等の情報収集、伝達に関する事 6 救急病院等の収容体制の把握に関する事</p> <p>1 消防現場指揮本部の設置、運営に関する事 2 火災、救急及び救助出動に関する事 3 水防活動の動員計画に関する事 4 消防署及び消防団との連絡調整に関する事 5 被災住民の避難協力に関する事</p> <p>1 消防・水防活動に関する事 2 被災者の救急、救助に関する事 3 地域住民の避難誘導に関する事 4 危険箇所の巡視、警戒に関する事 5 その他消防団の活動に関する事</p>	<p>予防班 ◎消防本部予防課長 消防本部予防課職員</p> <p>警防班・通信班 ◎消防本部警防課長 消防本部警防課職員</p> <p>消防署班 ◎砺波消防署長 砺波消防署員</p> <p>消防団班 ◎砺波市消防団長 砺波市消防団員</p>	<p>1 出火防止等災害広報の実施に関する事 2 災害状況の調査、記録、資料作成に関する事 3 危険物等の処理に関する事</p> <p>1 指揮本部の設置、運営に関する事 2 災害活動方針の策定に関する事 3 消防救急救助方針の策定に関する事 4 消防応援要請等に関する事 5 気象警報等の情報収集、伝達に関する事 6 救急病院等の収容体制の把握に関する事</p> <p>1 消防現場指揮本部の設置、運営に関する事 2 火災、救急及び救助出動に関する事 3 水防活動の動員計画に関する事 4 消防署及び消防団との連絡調整に関する事 5 被災住民の避難協力に関する事</p> <p>1 消防・水防活動に関する事 2 被災者の救急、救助に関する事 3 地域住民の避難誘導に関する事 4 危険箇所の巡視、警戒に関する事 5 その他消防団の活動に関する事</p>		
第6章 第3節 市職員配備基準 <旧 P251>	種別	配備基準	職員配備体制	種別	配備基準	職員配備体制	令和7年4月 組織体制の見直し
第1非常配備 〔準備体制〕	<p>① 暴風雪、大雪警報のいずれかが発表され危険な状態が予想されるとき</p> <p>② その他市長が必要と認めるとき</p>	<p>総務課長 } 最低4名体制 総務課職員 }</p> <p>土木課除雪体制等（土木課、都市整備課、農地林務課、上下水道課）5名体制</p> <p>企画政策課職員、市民福祉課職員 最低1名体制</p> <p>教育総務課 最低1名体制</p> <p>※ 必要に応じ関係各部局等へ連絡 特に関係のある部課等の少人数で情報収集及び連絡活動等が円滑に行うことができる体制をとる。状況によって速やかに第2非常配備に移行できる体制とする。</p>	<p>第1非常配備 〔準備体制〕</p>	<p>総務課長 } 最低4名体制 総務課職員 }</p> <p>土木課除雪体制等（土木課、都市整備課、農地林務課、上下水道課）5名体制</p> <p>企画政策課職員、DX推進課職員、市民福祉課職員 最低1名体制</p> <p>教育総務課 最低1名体制</p> <p>※ 必要に応じ関係各部局等へ連絡 特に関係のある部課等の少人数で情報収集及び連絡活動等が円滑に行うことができる体制をとる。状況によって速やかに第2非常配備に移行できる体制とする。</p>			
第2非常配備 〔警戒体制〕	<p>① 暴風雪、大雪警報、顕著な大雪に関する気象情報のいずれかが発表され危険な状態が予想されるとき</p> <p>② 積雪1mを超え、さらに増加するおそれがあるとき</p> <p>③ 警報発表基準（6時間25cm）を大きく超る降雪予報が発表され、危険な状態が予想されるとき</p> <p>④ その他市長が必要と認めるとき</p>	<p>災害対策本部の設置</p> <p>市長、副市長、教育長、各部局長 総務課長、総務課全員 企画政策課、財政課、税務課、 社会福祉課、高齢介護課、地域包括支援センター、 健康センター、市民課、市民生活課、 商工観光課、農業振興課、農地林務課、 土木課、都市整備課、上下水道課、 市民福祉課、会計課、教育総務課、 こども課、生涯学習・スポーツ課、 監査事務局・議会事務局、消防署、 地区連絡員（各地区2名）</p> <p>各課等 2名 以上</p> <p>※ 災害応急対策に関係ある各部課の所要人員により、情報収集、連絡活動及び応急対策等を実施し、状況によって、直ちに第3非常配備に切り換えることができる体制とする。</p>	<p>第2非常配備 〔警戒体制〕</p>	<p>① 暴風雪、大雪警報、顕著な大雪に関する気象情報のいずれかが発表され危険な状態が予想されるとき</p> <p>② 積雪1mを超え、さらに増加するおそれがあるとき</p> <p>③ 警報発表基準（6時間25cm）を大きく超る降雪予報が発表され、危険な状態が予想されるとき</p> <p>④ その他市長が必要と認めるとき</p>	<p>災害対策本部の設置</p> <p>市長、副市長、教育長、各部局長 総務課長、総務課全員 企画政策課、DX推進課、財政課、税務課、 社会福祉課、高齢介護課、地域包括支援センター、 健康センター、市民課、市民生活課、 商工観光課、農業振興課、農地林務課、 土木課、都市整備課、上下水道課、 市民福祉課、会計課、教育総務課、 こども課、生涯学習・スポーツ課、 監査事務局・議会事務局、消防署、 地区連絡員（各地区2名）</p> <p>各課等 2名 以上</p> <p>※ 災害応急対策に関係ある各部課の所要人員により、情報収集、連絡活動及び応急対策等を実施し、状況によって、直ちに第3非常配備に切り換えることができる体制とする。</p>		
第3非常配備 〔非常体制〕	<p>① 市全域にわたり被害が発生するおそれがある場合又は地域的な被害が特に甚大であるとき</p>	<p>災害対策本部の設置</p> <p>全職員</p> <p>※ 災害応急対策等の万全を期すため直ちに全職員が登庁し</p>	<p>第3非常配備 〔非常体制〕</p>	<p>① 市全域にわたり被害が発生するおそれがある場合又は地域的な被害が特に甚大であるとき</p>	<p>災害対策本部の設置</p> <p>全職員</p> <p>※ 災害応急対策等の万全を期すため直ちに全職員が登庁し</p>		

砺波市地域防災計画新旧対照表（一般災害編）

修正箇所・<頁>	旧		新		備考		
		ると予想 されるとき ② その他市長が必要と 認めるとき	情報収集、連絡活動及び応急対策等を実施する。		ると予想 されるとき ② その他市長が必要と 認めるとき	情報収集、連絡活動及び応急対策等を実施する。	